

静岡県告示第407号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、太田川漁業協同組合（内共第20号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和2年5月29日

静岡県知事 川勝平太

- 1 漁業権者の名称及び所在地  
太田川漁業協同組合 周智群森町問詰1115-1
- 2 漁業権の免許番号  
内共第8号
- 3 変更の内容  
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日  
令和2年5月20日



表才欄に掲げる期間内に限る。)における遊漁料は下表のとおりとする。

対象者	遊漁料	
	1日	1期間
中学生以下の者1名	500円	2,000円
高校生以上の者1名	1,500円	10,000円
中学生以下の者2名以内と高校生以上の者2名以内の計4名以内のグループ	3,000円	
高校生以上の計2名のグループ	2,500円	

3 第5条に基づく釣大会等における大会遊漁料は本条第1項及び第2項の規定にかかわらず次のとおりとする。  
(表略)

4 第5条に基づく釣大会等における大会遊漁料は前3項の規定にかかわらず次のとおりとする。  
(表略)

#### 附 則

この規則は、令和2年5月20日から施行する。